



第89回

### 契約書各論 (2)

今回も引き続き売買契約についてみていき、その後は金銭消費貸借契約についてみていきたいと思います。

#### 瑕疵担保責任

「瑕疵」とは、売買の目的物が通常有しているはずの性能や品質を備えていないことをいいます。

この瑕疵担保責任は、買主が売買の目的物を受領し、取引上要求される検査をして、その目的物に不具合(瑕疵)があることを発見したときには、直ちに売主に対して通知することにより、契約の解除、代金の減額や損害賠償の請求をすることができますというものです(商法526条)。

瑕疵担保責任は、売主に不具合(瑕疵)についての過失がなくとも認められる無過失責任で

あり、法律関係の早期安定の観点から、責任を追及できる期間が、直ちに不具合(瑕疵)が発見できない場合でも、商法上6か月以内とされています。

ただ、瑕疵担保責任に関する商法の規定は、売買当事者間の合意により変更可能ですので、契約書において責任追及期間を延長・短縮したり、瑕疵担保責任そのものを免責することもできます。

#### 金銭消費貸借契約

お金の貸し借りをする契約を金銭消費貸借契約といいます。

金銭消費貸借契約は、借主が貸主から借りたお金を返すことを約束して、貸主からお金を受け取ることで成立します。

そのため、貸主がお金を貸す際には、借主の返還合意が記載された契約書のほか、借主が貸主からお金を受領したことを証する領収書なども作成し、きちんと保管しておくべきです。

#### 利息

利息とは、金銭の貸し借りの対価として貸主が借主から取得

する金銭であって、貸金に対して一定の利率で発生するものを行います。

民法上は、貸主・借主間で利息を付ける合意をしていなければ無利息となり、利息を付ける合意をしていても、利率を定めていなければ年5%の法定利率になります。

ただし、企業間の金銭消費貸借契約のように、商法が適用される場合は、利息を付ける合意をしていなくても年6%の法定利息が発生します(商法513条1項)。

利率は、利息制限法が定める上限利率の範囲内で自由に決めることもできます。

例えば、100万円以上のお金を貸した場合、利息制限法の上限利率は年15%ですので、これ以下の利率であれば法律上有効となります。

#### 遅延損害金

遅延損害金とは、金銭債務の支払いがされないことによる賠償金をいいます。貸金の返済がされない場合も、当然に遅延損害金が発生します。

貸金に関する遅延損害金の利率については、利息と同様、利息制限法の範囲内で自由に定めることができます。

例えば、100万円以上のお金を貸していた場合、年21.9%以下の利率であれば法律上有効となります。

利率を定めていない場合は、法定利率(商法が適用される場合は年6%、それ以外の場合は年5%)となります。

今回は、引き続き金銭消費貸借契約の他の重要な条項について説明したいと思います。



田中伸山 山下江法律事務所、副代表・弁護士(弁護士)

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります  
<http://www.hiroshima-kigyoo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



H28.12 撮影

予約電話受付  
平日 9~19時  
土曜 10~17時



相談予約専用  
フリーダイヤル  
**0120-7834-09**